

## 経営者のための 法律相談 Q&A 印鑑と法律文書について

〈その9〉

### Q1 印鑑がなければ文書は無効ですか？

弁護士に寄せられる質問のうち、上位項目に入るのが、この質問です。

正解は、無効ではありません。

そもそも、日本人の場合、どこことなく印鑑を重宝する傾向があり（漢倭奴国王印あたりからか）、自署のある文書よりも、ワープロの記名の後に押印されている文書の方が、正式なものとして扱われがちです。

一般に、押印した文書が好まれるのは、押印がない状態では、最終的な合意をしたものではなく、作成途中のものであるという逃げ口上を与える可能性があるからです。

よく分からない例え話をすると、ある男性が結婚指輪をしていれば、ごくわずかな例外を除いて、結婚しているものと推定されますが、結婚指輪をしていないからといって、結婚していないとは限らないわけです。

その場合、その男性が、法律上有効な婚姻関係にあるかどうかについては、会話の内容（小遣いが減った、家に帰りたくない、浮気したい、子供から敬遠されている等の言葉を発している）や、態度（覇気がない、目がうつろである、街行く女性に目を奪われている等）などを総合考慮し、その男性が有効に結婚している地位にあることを確認するわけです。

話がだいぶそれましたが、要するに、印鑑は押印されているに越したことはないけれども、有効・無効を決定づけるものではなく、我々弁護士の目からみると、法律文書の内容が、一定の法律の要件を充たしているかどうか、そして、その内容について双方が有効に合意したかどうか重要なポイントです。

印鑑がしっかりと管理されていない場合には、自署の方が本人の意思に基づいた文書であると判断されることも多々あります。

### Q2 実印と認印とでは効力が違いますか？

結論から言えば、効力に差はありません。

実印というのは、あらかじめ市区町村に登録がしてあって、印鑑登録証明書の交付を受けられる印鑑のことを言います。

この証明書の交付を受けるためには、原則として本人が印鑑登録カードを所持しておかなければならず、実印と証明書のセットで、本人が押印したものと推測されるという点において、認印よりも重要視されることが多いという程度です。

そもそも文書の成立自体を争っているような場合には、実印であろうと認印であろうと、本人の意思に基づいて押印したことが証明できるかどうかに関わっていますので、決定的な違いはありません。

### Q3 法的に有効な文書とは？

では、法律の専門家ではない方が、法的に有効な文書を作成するポイントは何でしょうか。

基本中の基本だけ言えば、①主語（誰が）、②誰に対し、③いつの時点で、④どのような内容を合意（あるいは伝達）したかが明確であることです。ちなみに、文書のタイトル（念書、合意書、誓約書、和解書など）は何でも構いません。

次のような文書は、法的に有効でしょうか。

「念書」妻Aへ

私は、このたび甲さんという女性と、軽はずみな気持ちで浮気をしてしまいました。二度と浮気はしません。今後、誘惑があった場合には、本気で付き合うようにします。万が一、本気でなかった場合には、Aに年収分の慰謝料を支払います。夫「B」印  
この場合、①主語は夫であり、②相手方は妻と推定されますが、③いつ慰謝料を支払うのか、④さらには、本気でなかった場合という条件の内容が不明確であり、年収もいつの時点か特定できません。

したがって、いくら署名のうえ実印が押捺されていても、法的には無効と言わざるを得ません。

望ましい文書としては、「念書 妻Aへ 私は、甲さんと不貞行為に及んだことを認め、Aに対し、平成23年12月末日限り、慰謝料相当額として、金100万円を支払います。なお、余談ですが、甲さん以外に本気になっている女性がおおり、近々離婚の請求をする予定です。」後段は、本当に余談です。

### 弁護士法人あすか 東広島事務所

TEL 493-7100 FAX 493-7101

弁護士 今田健太郎・上椋裕章・

福田浩・谷脇裕子



本稿担当：  
弁護士 今田健太郎